

平成21年度～平成23年度

65歳以上の人の 介護保険料が 変わります

保険料設定の基本的な考え方をお知らせします

■長寿介護課 ☎ 207301

1 保険料と給付費との関係

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は3年ごとに見直されることになっており、市町村(保険者)ごとに決められます。保険給付費などの費用負担のうち、65歳以上の被保険者が負担する割合(第1号被保険者保険料)は、現行の19%から20%に変更されます。

このため、第1号被保険者保険料は、3年間に必要な保険給付費などから負担割合の20%を乗じて保険料収納必要額を求め、これを第1号被保険者数で除して算出します。

また、保険給付費などの負担割合は表1のとおりですが、国が負担する25%のうち5%は、市町村間の後期高齢者の比率や所得水準の格差是正のため交付される調整交付金を含んでいます。

$$\text{保険料基準額(年額)} = \frac{\text{介護保険にかかる費用の20\%}}{\text{第1号被保険者数}}$$

表1 保険給付費と地域支援事業の費用負担割合

		国	県	市	第1号保険料	第2号保険料
保険給付費	居宅サービス	25%	12.5%	12.5%	20%	30%
	施設サービス	20%	17.5%	12.5%	20%	30%
地域支援事業	介護予防事業	25%	12.5%	12.5%	20%	30%
	包括的支援事業 任意事業	40%	20%	20%	20%	—

※第1号保険料は、65歳以上の人の保険料です。

※第2号保険料は、40歳以上64歳以下の人負担する保険料で、各医療保険者が健康保険料に上乗せして徴収しています。

2 保険料段階の変更点について

第4期における65歳以上の介護保険料については、以下の考え方により設定しています。

①4月から保険料基準額を現行の54,000円(月額4,500円)から49,560円(月額4,130円)に改定し、保険料段階を6段階から9段階とします。保険料設定に際しては、第3期までの保険料剰余金を積み立てている介護保険基金を取り崩して第4期保険料の財源に充当し、保険料の上昇を抑制しました。

- ②低所得者対策として、第2段階の保険料率を基準額の0.6から0.5へ下げ、所得の低い人の負担を抑えました。
- ③国の保険料設定の見直しにより現行第4段階を2つに細分化し、従来の第4段階の人のうち年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人について、新たな保険料率0.85を設定しました。
- ④本人が市民税課税者で基準所得金額が200万円未満の人については、一律による保険料を設定していましたが、基準所得金額145万円未満(第6段階)については、新たに保険料率を1.25から1.1へと引き下げました。また、基準所得金額145万円以上220万円未満(第7段階)の保険料率を新たに1.25、基準所得金額220万円以上500万円未満(第8段階)の保険料率を1.5、さらに500万円以上(第9段階)を1.75と変更し、平成20年度に激変緩和措置が終了するため、保険料の段階を細分化することで1号被保険者の負担調整を図りました。

3 平成21年度～23年度の段階別保険料

所得段階	所得などの状況		保険料基準額に対する比率	保険料(円)	
				年額	月額
第1段階	生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者		×0.5	24,720	2,060
第2段階	世帯全員が市民税非課税	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	×0.5	24,720	2,060
第3段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	×0.75	37,080	3,090
第4段階	本人が市民税非課税	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	×0.85	42,120	3,510
第5段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超	基準額	49,560	4,130
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が145万円未満	×1.1	54,480	4,540
第7段階		前年の合計所得金額が145万円以上220万円未満	×1.25	61,920	5,160
第8段階		前年の合計所得金額が220万円以上500万円未満	×1.5	74,280	6,190
第9段階		前年の合計所得金額が500万円以上	×1.75	86,640	7,220

※「合計所得金額」とは、例えば収入が年金のみの場合、収入額から年金控除額を引いた金額です。

給与や不動産収入などがある人は、収入額から必要経費を引いた所得額の合計です。

※第4期の保険料については、基準額に保険料率を乗じて得た金額(10円未満切り捨て)を基に算定しています。

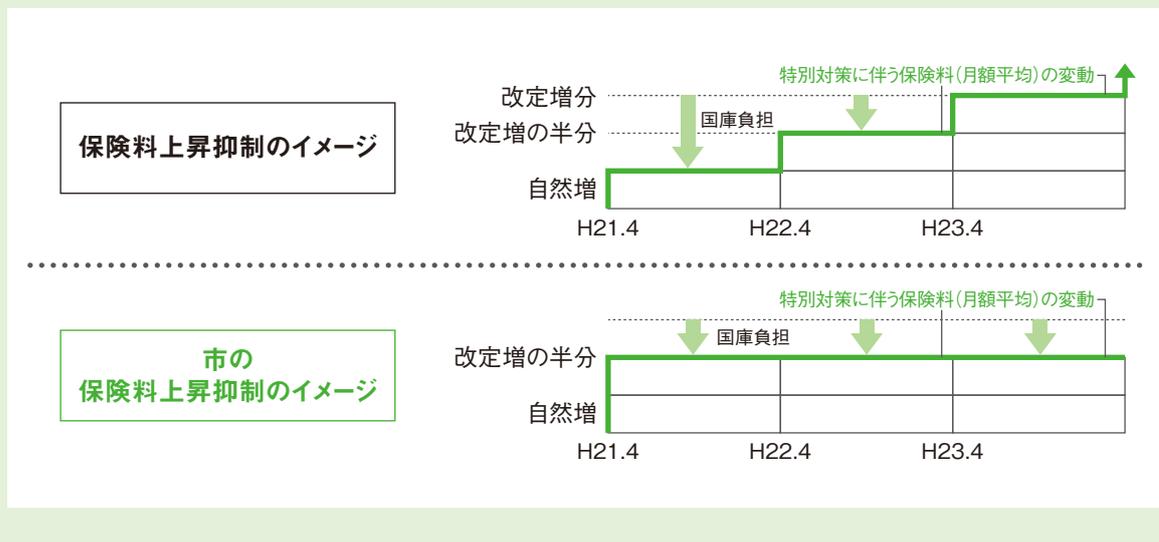
4 介護報酬改定(プラス3%)に伴う保険料上昇分の軽減

介護従事者処遇改善臨時特例交付金

介護報酬改定などにより介護従事者の処遇改善を図ったことによる介護保険料の急激な上昇を抑制するために「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が作られ、財政措置が図られました。

これに伴い新たに「介護従事者処遇改善臨時特例基金」が設置されたことで、介護保険料は平成21年度改定による上昇分の全額と平成22年度改定による上昇分の半額を抑制でき、基準額から59円の引き下げ効果がありました。

なお、介護保険料基準額は、本来は下のイメージ図のとおり年度ごとに増額しますが、本市では理解しやすいように各年度均等に基金を取り崩し、3か年度平均した基準額を用いることにしました。



介護報酬改定の内容について

認知症ケアなどの充実や介護従事者の処遇改善により、質の高いサービスを安心して安定的に利用できるように平成21年度から介護報酬が3%(在宅分1.7%、施設分1.3%)引き上げられます。

改定は、①介護従事者の人材確保・処遇改善、②医療との連携や認知症ケアの充実(医療と介護の機能分化・連携の推進、認知症高齢者などの増加を踏まえた認知症ケアの推進)、③効率的なサービスの提供などを行うために実施されます。



5 低所得者に対する市独自の保険料減免

第3段階(市民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円超の人)で、平成20年中の世帯の年間収入が120万円以下である場合(世帯員3人以上の場合は世帯員のうち2人を除いた世帯員1人につき35万円を加算した金額)など、一定の条件を満たす場合は、第2段階相当額に軽減します。

4月の介護保険料について

特別徴収の皆さまへ

4月に天引きされる介護保険料は、今年の2月に年金から引かれた金額と同額になります。新保険料適用の正式な保険料額は、前年所得が確定する7月に通知します。また、新保険料を適用することで仮徴収(4月、6月、8月)と本徴収(10月、12月、2月)の金額に差が生じるため、6月、8月で仮調整します。この「介護保険料仮徴収額通知書」は、4月中旬にお届けする予定です。

平成20年度	2月	平成20年度保険料
平成21年度	4月	平成21年度仮徴収保険料(2月と同額)
	6月	年間保険料を平均化するため、調整した金額を徴収します。
	7月	前年所得が確定→正式な保険料を通知します。
	8月	6月の調整金額を徴収(7月の正式な保険料はまだ適用されません)
	10月	新保険料(7月確定分)を適用し、仮徴収との差額を10月、12月、2月で徴収します。

特別徴収とは

介護保険料が、支給される年金から天引きされることです。65歳以上で、老齢(退職)・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている人が対象です。保険料は前年の所得に基づいて決定しますが、市民税が確定するのが6月以降のため、確定前の「仮徴収」と確定後の「本徴収」に区別されます。

仮徴収とは

市民税が確定し、本徴収が開始されるまでの4月、6月、8月の年金から介護保険料が天引きされることです。基本的には2月分と同額の保険料を徴収します。今年、新保険料が適用されるため、徴収額が均等に近くなるように6月、8月分を調整します。

本徴収とは

市民税が確定した後、10月、12月、2月の年金から介護保険料が天引きされることです。確定した年間保険料から仮徴収額(4月、6月、8月)を差引いた残額を徴収します。

※介護保険制度の「利用の手引き」を世帯配布する準備を進めています。

新介護保険料についての出前講座を開催します

平成21年度から変更される介護保険料について、わかりやすく説明します。開催を希望する団体はお申し込みください。

申込方法／団体名・参加人数・場所・希望日時・代表者名・連絡先を電話でお知らせください。

スマイル料理教室 ～高齢者向け～

高齢者を対象に毎月1回、簡単な料理教室を開催します。

とき／4月～9月(第2木曜日、8月は第3木曜日)
午前10時～午後1時 ところ／こどもセンター調理室
参加資格／市内在住の65歳以上の男女
参加費／食材料費として500円程度
申込方法／電話でお申し込みください。
申込期限／4月7日(火)

■申し込み・問い合わせ／長寿介護課 ☎②7301